

5/20  
五良

# 差し止め執行停止却下

## 高浜原発 関電申し立て

福井地裁

関西電力高浜原発  
3、4号機（福井県高浜町）の再稼働差し止めを命じた福井地裁の仮処分決定を不服として、関電が行った執行停止の申し立てについて

て、同地裁（林潤裁判長）は18日付で退ける決定をしました。住民側の弁護団が19日、東京都内で記者会見して明らかにしました。

には、判断の基礎となる重要事実に看過できない事実誤認がある」と主張しましたが、福井地裁は「決定を取り消すような明らかな事情について説明があつ

たとは言えない」と退けました。この結果、仮処分決定に対し関電が申し立てた異議の結論が出るまで高浜3、4号機は再稼働できないことに

関電は「仮処分決定

なりました。異議審の第1回審尋は20日、福井地裁で開かれます。原子力規制委員会は再稼働の前提となる審査で、高浜3、4号機が新規制基準を満たす

と判断しましたが、福井地裁の別の裁判長は4月、「新規制基準は緩やかに過ぎ、合理性を欠く」と判断。住民側の申し立てを認め、

差し止めを命じています。関電は「申し立てが認められず遺憾。一日も早く再稼働させるべく、異議審で安全性の主張・立証に全力を尽した。